

様式第2号（第5条関係）

令和4年8月24日

派遣成 果 報 告 書

有田市議会議長 様

議員氏名 中西 登志明



有田市議会の議員派遣に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

研修名	自治体予算を考える
研修期間	令和4年8月18日（木曜日）～令和4年8月19日（金曜日）
研修場所	<p>① 全国市町村国際文化研修所（大津） 2 市町村職員中央研修所（千葉） 3 地方議員研究会（博多） 4 その他（ ）</p>
研修の成果	別紙のとおり

- ※ 「研修の成果」は研修内容や所感などを具体的に別葉に作成して添付してください。
- ※ 研修先から交付される「終了証」等を添付してください。

「自治体予算を考える」の研修報告

日 時 令和4年8月18日木曜日～19日金曜日

場 所 全国市町村国際文化研修所 滋賀県大津市唐崎二丁目 13-1

「自治体予算の原則」

会計年度は独立、各会計年度の歳出は、その年度の歳入を充当。

総計予算主義、収入のすべてを歳入予算に計上、支出のすべてを歳出予算に計上する。歳入予算は、収入の見積もり、歳出予算は、支出の見積もりであると同時に支出の限度と内容を制限する拘束力を持ちます。

予算の種類には、当初予算／補正予算／通年予算／暫定予算／骨格予算／肉付け予算／一般会計予算／特別会計予算があり、予算のルールには、会計年度独立の原則、総計予算主義の原則、予算単一主義の原則、予算統一の原則、予算事前決議の原則、予算公開の原則があります。これらの種類とルールを基に予算を通じて自治体の活動の全てが把握可能となり予算執行上の責任も明確化されます。

「予算のチェックポイント」

予算に関する説明資料は、歳入歳出予算事項別明細書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書、があります。予算のチェックは、一般財源の確保の状況や財源不足の発生の有無また予算全体への視点や将来の財政負担の見通しと抑制など、健全な財政運営の視点も必要となります。歳出の

チェックとして目的別と性質別に分析することも重要となります。決算で法律上、必要な書類は、決算書・歳入歳出事項別明細書・実質収支に関する調書・財産に関する調書・証書類・監査委員の意見が必要となります。

決算書の中で流用とあるが、款・項では法律上、流用はできない、しかし共済費は流用が可能となっています。

「財政を診断する」

決算により様々な健全化判断比率があります。これは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で幅広く捉え公表することになっています。その中には、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債比率、将来負担比率があります。有田市のホームページ、財務省のホームページでは、令和2年度の決算状況や類似団体比較カードまた財政状況資料集など見ることができます。予算案の提案は、首長の専権であり予算上の必要な措置が適格に十分に措置されることが原則となっています。予算・決算に関する二日間での講習で、多くの指標や数値があることを知りました。早速9月議会での令和3年度の決算審議に活用し、3年度の予算が市民に対し予算通りにサービスがおこなわれたかを今回の講習を生かし審査したいと思っています。